

平成28年度 4月保育施設入所児の受付を開始します

- ▼受付期間 10月1日(木)～12月28日(月)(土・日・祝日を除く)
- ▼受付時間 午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)
- ▼提出書類 支給認定申請書兼施設利用申込書、保育施設利用に関する確認票(同意書)、口座振替依頼書、保育が必要な状況を証明する書類(勤務証明書・自営業就労申込書等)、印かん(認印)、その他必要書類
※母子手帳を持参ください。
- ▼保育施設入所基準 次に掲げる保育が必要な家庭であることが条件となります。
 - ・就労のため(1ヶ月当たり60時間以上就労していること)。
 - ・妊娠中であるか、または出産後間もないため。
 - (ただし、産休期間)
 - ・保護者の疾病、障がいのため。
 - ・同居の親族又は長期入院等をしている親族を常時介護・看護するため。
 - ・震災・風水害・火災その他の災害の復旧のため。
 - ・求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っているため。
 - ・就労のため(職業訓練校等における職業訓練を含む)。



- ▼町内入所施設 大山保育所、上三川幼児園、あけぼし保育園、夢沼保育園、ふさかしおひさま保育園、上三川保育園、ふさかしおひさま保育園分園、トータスキッズ(※平成27年9月より事業所内保育所が開始となりました。詳しくはお問合せください。)
- ▼保育時間 保育の必要な理由や就労時間等により、利用可能な保育時間が区分されます。

A 「保育標準時間」利用……最長11時間
月に120時間以上就労等の場合

B 「保育短時間」利用……最長8時間
月に60時間以上120時間未満就労の場合
※通勤等でやむを得ない場合は、この限りではありません。

▼保育施設利用者負担額の決定方法 保育施設利用者負担額の金額は、お子さんの認定区分、年齢、父母等の税額(町民税額)をもとに算定します。

▼入所の選定基準 利用調整基準による合計点数が高い方から入所となります。

※申込順は選定基準に含まれませんが、必要書類に不備等がありますと、受付できませんので、余裕を持つようお願いいたします。

▼問い合わせ先

福祉課 子ども子育て係
☎ 91300

国勢調査への回答はお済みですか？

国勢調査は、国の最も重要な統計調査であり、平成27年10月1日を基準日として、全国いっせいに行われています。

◎調査票をお持ちの方へ

調査票へのご回答と、ご提出をお願いいたします。提出は、次のうちご希望の方法でご提出いただけます。

・調査員に提出…調査員が訪問した際にお渡しください。

・郵送で提出…「郵送提出用封筒」に入れてご投函ください。

◎9月中旬インターネットから回答を済ませた方へ
10月1日(木)時点で世帯員の異動など回答内容に変更のある方は、「国勢調査オンライン」(<http://www.e-kokusai.go.jp>)のサイトから、10月20日(火)までに修正をお願いします。

◎国勢調査は、統計法によって調査票に記入して報告する義務が定められています。

◎国勢調査員の訪問がなく、調査票が届いていない場合は、企画課にご連絡ください。

▼問い合わせ先

企画課 情報広報係
☎ 9117



農業用廃プラスチック等回収（分別収集）を実施します。

▼日時 11月11日（水）・12日（木）午前8時～午後3時

- ▼内容 11日（水）
- ① 農業用ポリエチレン（スーパースーパー・ベジタロン・クリンテート・トーカーエース・ユーラックなど）
 - ② グリーン、黒マルチなど
 - ③ 灌水チューブ・肥料袋（織った肥料袋とは別に結束する）
 - ④ ブルシート（金属部は取除く）・織った肥料袋
 - ⑤ 不織布（パオパオ・ラフシート・パスライトなど）
 - ⑥ 防ひよう・防鳥ネット・寒冷紗
 - ⑦ 農薬空きボトル・空き袋
- ※よく洗浄・乾燥し、ラベルを完全にはがし、半透明のゴミ袋に入れて搬入してください。守られていない場合は、回収できません。
- ▼内容 12日（木）
- ⑧ 農業用ビニール（グリーンエース・クリナイン・ノンキリー・ハイヒット・モヤレス・キラサラバなど）
 - ⑨ 廃パイプ
 - ⑩ 育苗箱・あぜ波シート

- ⑪ 塩パイプ
 - ※⑨、⑩は約2Mの長さで束ねる。
 - ⑫ マイカ線
 - ⑬ 土壌消毒用空き缶
 - ※よく洗浄し、乾燥したものに限り。
 - ⑭ オイル空き缶
 - ※上フタを取り、灯油などでよく洗浄し、乾燥させてください。缶の中が確認できるもので20L缶のみ回収します。また、上フタも併せて回収します。
- ※種類ごとに回収を実施します。必ず①～⑭にそれぞれ分別してください。分別したものをつづら折りにし、同質材のヒモ、又は、灌水チューブではずれないように2か所を結束し、指定された日に搬入してください。これ以外は、回収することができません。廃プラスチック等に金属等（針金など）がついている場合は必ず取り除いてください。

場所 1 JAうつのみや上三川野菜集荷所（上蒲生378番地）
 処理負担金 1
 農業用廃プラスチック類、廃パイプ、廃ポリエチレン類、廃ビニール類、土壌消毒用空き缶、ペール缶、オイル缶20L缶
 重量負担 15円/kg（100円未満切捨）
 ・その他 委任状が必要になりますので、必ず印かんをお持ちください。6月に委任状を記入していただいた方も、再度必要になります。
 廃棄物処理法により、野焼きや不法投棄をすると、罰則の対象となります。

▼問い合わせ先 1
 JAうつのみや 上三川野菜集荷所
 ☎ 6688
 産業振興課 農産園芸係
 ☎ 9138

10月は「土地月間」です

～大規模な土地取引には届出が必要です～

一定面積以上の土地について、売買などの取引を行った場合に、国土利用計画法に基づき、その利用目的などの届出が必要です。

▼届出の必要な面積 1
 ・市街化区域 ……2,000㎡以上
 ・市街化調整区域…5,000㎡以上
 ※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合（一回の土地）には、個々の契約ごとに届出が必要です。

▼届出の必要な取引 1
 売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権・賃借権の設定・譲渡など

▼届出者 1
 権利取得者（土地売買の場合は買主）

▼届出期限 1
 契約日から2週間以内（契約日を言明）

▼届出書類 1
 土地売買等届出書 2部
 （正本1部、副本1部）

▼問い合わせ先 1
 企画課 政策調整係
 ☎ 9118

【上三川町の台風・大雨被害】防災情報が配信されるかみたんメールの登録については、企画課情報広報係 ☎ 569117 まで